

第16号議案

中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩



## 中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定により、消防施設の整備に要する経費の財源に充てるため、中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 市長は、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年通商産業省告示第434号。以下「規則」という。）及び福岡県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱（昭和53年9月28日福岡県施行。以下「要綱」という。）に基づき交付される石油貯蔵施設立地対策等交付金のうち一般会計歳入歳出予算で定める額を基金に積み立てるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (収益処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 市長は、規則及び要綱に掲げる目的及び要件に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。